

# 令和2年第2回本庄市国民健康保険運営協議会次第

日 時：令和2年8月17日（月）

午後1時30分～

場 所：本庄市保健センター研修室

## 1 開会

## 2 あいさつ

## 3 新委員の紹介

## 4 議事

(1) 令和元年度国民健康保険特別会計決算について【資料1】

(2) 令和2年度国民健康保険特別会計9月補正予算について  
【資料2】

(3) 本庄市国民健康保険条例及び本庄市国民健康保険税条例の一部改正について（報告）【資料3】

## 5 その他

## 6 閉会

令和元年度本庄市国民健康保険特別会計歳入歳出決算見込

歳入

(円)

項 目			当初予算額	予算現額	収入済額	予算現額と収入済額との比較	
01 国民健康保険税			1,781,152,000	1,781,152,000	1,818,568,824	37,416,824	
一般被保険者	現年	医療	1,159,634,000	1,159,634,000	1,169,103,670	9,469,670	
		支援	409,655,000	409,655,000	407,353,674	△ 2,301,326	
		介護	157,716,000	157,716,000	155,478,960	△ 2,237,040	
	過年	医療	32,796,000	32,796,000	54,254,829	21,458,829	
		支援	13,265,000	13,265,000	20,282,618	7,017,618	
		介護	5,490,000	5,490,000	9,938,008	4,448,008	
	退職被保険者	現年	医療	1,384,000	1,384,000	773,359	△ 610,641
			支援	494,000	494,000	291,302	△ 202,698
			介護	304,000	304,000	264,397	△ 39,603
		過年	医療	229,000	229,000	515,596	286,596
支援			93,000	93,000	162,827	69,827	
介護	92,000	92,000	149,584	57,584			
02 国庫支出金			1,000	397,000	3,241,000	2,844,000	
災害臨時特例補助金			1,000	1,000	4,000	3,000	
制度関係業務事業費補助金			0	396,000	396,000	0	
社会保障・税番号システム整備費補助金			0	0	2,841,000	2,841,000	
03 県支出金			5,687,354,000	5,687,354,000	5,579,274,134	△ 108,079,866	
保険給付費等交付金	普通交付金		5,615,122,000	5,615,122,000	5,473,260,134	△ 141,861,866	
	特別交付金		72,232,000	72,232,000	106,014,000	33,782,000	
04 財産収入			1,000	1,000	436	△ 564	
国保財政調整基金積立金利息			1,000	1,000	436	△ 564	
05 繰入金			576,220,000	521,834,000	496,345,794	△ 25,488,206	
保険基盤安定	保険税軽減		206,752,000	202,266,000	202,265,080	△ 920	
	保険者支援		141,597,000	140,004,000	140,004,208	208	
職員給与費等			134,676,000	130,573,000	115,698,172	△ 14,874,828	
出産育児一時金等			28,000,000	28,000,000	17,388,219	△ 10,611,781	
財政安定化支援事業			17,442,000	20,991,000	20,990,115	△ 885	
その他一般会計繰入金			47,753,000	0	0	0	
06 繰越金			1,000	161,883,000	161,883,763	763	
前年度繰越金			1,000	161,883,000	161,883,763	763	
07 諸収入			5,617,000	5,617,000	18,264,660	12,647,660	
延滞金	一般被保険者		2,400,000	2,400,000	2,139,824	△ 260,176	
	退職被保険者		12,000	12,000	1,600	△ 10,400	
過料			1,000	1,000	0	△ 1,000	
雑入	第三者	一般被保険者	3,000,000	3,000,000	15,594,196	12,594,196	
		退職被保険者	200,000	200,000	0	△ 200,000	
	不当利得	一般被保険者	2,000	2,000	482,727	480,727	
		退職被保険者	1,000	1,000	13,758	12,758	
保険課雑入			1,000	1,000	32,555	31,555	
合 計			8,050,346,000	8,158,238,000	8,077,578,611	△ 80,659,389	

## 歳出

(円)

項 目	当初予算額	予算現額	支出済額	予算現額と支出済額との比較
01 総 務 費	135,864,000	132,157,000	120,123,172	12,033,828
一般管理給与費	88,569,000	81,711,000	76,848,849	4,862,151
一般事務費	8,354,000	11,505,000	10,844,697	660,303
国保事務電算処理委託事業	18,935,000	18,935,000	16,129,433	2,805,567
国民健康保険団体連合会負担金	1,203,000	1,203,000	1,127,972	75,028
賦課事業	7,592,000	7,592,000	6,361,035	1,230,965
徴収事業(収納課)	4,177,000	4,177,000	3,636,463	540,537
運営協議会事務費	726,000	726,000	275,169	450,831
趣旨普及事務費	6,308,000	6,308,000	4,899,554	1,408,446
02 保 険 給 付 費	5,663,894,000	5,664,794,000	5,478,612,580	186,181,420
療養給付費	4,814,422,000	4,814,422,000	4,690,152,591	124,269,409
一般被保険者				
退職被保険者	24,729,000	24,729,000	4,978,366	19,750,634
療養費	68,040,000	68,040,000	65,459,619	2,580,381
一般被保険者				
退職被保険者	516,000	516,000	83,437	432,563
診療報酬請求明細書審査事務費	12,711,000	12,711,000	7,730,087	4,980,913
高額療養費	689,479,000	689,479,000	675,441,582	14,037,418
一般被保険者				
退職被保険者	4,225,000	4,225,000	1,110,750	3,114,250
高額介護合算療養費	700,000	700,000	611,009	88,991
一般被保険者				
退職被保険者	200,000	200,000	0	200,000
移送費	100,000	100,000	0	100,000
出産育児一時金	42,000,000	42,000,000	26,082,329	15,917,671
出産育児一時金支払手数料	22,000	22,000	12,810	9,190
葬祭費	6,750,000	7,650,000	6,950,000	700,000
03 国保事業費納付金	2,140,619,000	2,140,619,000	2,140,615,775	3,225
医療分	1,473,398,000	1,473,398,000	1,473,397,645	355
一般被保険者				
退職被保険者	549,000	549,000	548,486	514
後期支援分	509,407,000	509,407,000	509,406,177	823
一般被保険者				
退職被保険者	202,000	202,000	201,091	909
介護納付金分	157,063,000	157,063,000	157,062,376	624
04 共 同 事 業 拠 出 金	6,000	6,000	1,080	4,920
その他共同事業拠出金	6,000	6,000	1,080	4,920
05 保 健 事 業 費	92,579,000	88,966,000	79,289,680	9,676,320
保健事業事務費	3,739,000	3,739,000	3,026,969	712,031
人間ドック助成金	12,099,000	13,299,000	12,222,570	1,076,430
健康づくりチャレンジポイント事業	2,943,000	3,318,000	2,190,260	1,127,740
データヘルス事業	427,000	427,000	123,022	303,978
生活習慣病重症化予防事業	6,374,000	4,258,000	4,257,846	154
特定健康診査等事業費(健康推進課)	66,997,000	63,925,000	57,469,013	6,455,987
06 国保財政調整基金積立金	1,000	85,689,000	85,688,436	564
07 諸 支 出 金	14,383,000	43,007,000	38,370,683	4,636,317
還付金(収納課)	14,000,000	14,000,000	9,744,600	4,255,400
一般被保険者				
退職被保険者	380,000	380,000	0	380,000
返還金	3,000	28,627,000	28,626,083	917
08 予 備 費	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000
合 計	8,050,346,000	8,158,238,000	7,942,701,406	215,536,594

歳入歳出差引残額

134,877,205 円

令和2年度国民健康保険特別会計予算総括表(9月補正案)

歳入				(単位:千円)							
項	目	当初予算	6月補正	9月補正	予算現額	説明					
保険税	一般	現年度分	医療	1,123,056		1,123,056	◆ 国民健康保険税率				
			支援	392,708		392,708	区分	医療分	支援分	介護分	
			介護	151,284		151,284	均等割	19,500 円	9,900 円	12,400 円	
		過年度分	医療	44,548		44,548	平等割	16,000 円			
			支援	16,161		16,161	所得割	6.9 %	2.9 %	2.7 %	
			介護	8,357		8,357	資産割	20.0 %			
	退職	現年度分	医療	86		86	賦課限度額	630,000 円	190,000 円	170,000 円	
			支援	30		30	◆ 加入状況(令和2年7月1日現在)				
			介護	20		20	区分	一般被保険者(加入割合)	市全体		
			医療	192		192	世帯数	11,497世帯 (33%)	34,857世帯		
		過年度分	支援	71		71	加入者数	18,546 人 (24%)	77,950 人		
			介護	67		67					
			国庫支出金		災害臨時特例補助金	1		1	東日本大震災被災者の避難先での国保医療費を国が補助するもの		
			県支出金	保険給付費等交付金	普通交付金	5,439,376		5,439,376	市が支払う保険給付費分が交付されるもの		
特別交付金	73,253	3,498				76,751	国・県からの交付金が県からまとめて交付されるもの				
財産収入			1		1	本庄市国民健康保険財政調整基金の利子					
繰入金	保険基盤安定	保険税軽減分	195,722		195,722	低所得者等の軽減額(7・5・2割) に対して県が3/4を補助するもの					
		保険者支援分	133,345		133,345	保険税軽減対象者の税の一定割合を公費補填するもの					
	職員給与費等	135,690		△ 553	135,137	国保事務に従事する職員の給与費等を法定繰入れするもの					
	出産育児一時金等	21,000			21,000	出産育児一時金の2/3の金額を法定繰入れするもの					
繰越金			1		1	前年度繰越金					
諸収入	延滞金	延滞金	2,412		2,412	保険税延滞金					
		過料	1		1	条例に違反した場合に科せられる罰則金					
	雑入	第三者納付金	3,200		3,200	第三者行為求償金					
		不当利得返納金	3		3	資格喪失後受診等による医療費の返納金					
		保険課雑入	1		1						

歳入総額	7,762,958	3,498	△ 553	7,765,903
------	-----------	-------	-------	-----------

歳出				(単位:千円)					
項	目	当初予算	6月補正	9月補正	予算現額	説明			
総務費	一般管理費	一般管理給与費	83,393		△ 553	82,840	国保事務に従事する職員の給与		
		一般事務費	16,458			16,458	国保事業の運営全般に係る経費		
		国保事務電算処理委託事業	17,454			17,454	国保事務に関するシステムの利用料及び委託料		
	埼玉県国民健康保険団体連合会負担金		1,128			1,128	国保連合会に納付する保険者負担金		
	賦課事業		7,338			7,338	保険税賦課に関するシステム手数料、納付書の郵送料等		
	徴収事業		4,807			4,807	保険税徴収に関するシステム手数料、通知の郵送料等		
	運営協議会事務費		723			723	運協委員の報酬、費用弁償及び国保協議会の負担金		
	趣旨普及事務費		4,390			4,390	制度普及・啓発用パンフレット代、保険証の郵送料等		
	保険給付費	療養給付費	一般被保険者	4,671,679			4,671,679	被保険者の医療費のうち保険者負担分	
			退職被保険者	5,063			5,063		
療養費		一般被保険者	65,011			65,011	被保険者の柔道整復、治療用装具等に係る費用のうち、保険者負担分		
		退職被保険者	35			35			
診療報酬請求明細書審査事務費		12,557			12,557	レセプトの審査支払手数料等			
高額療養費		一般被保険者	683,304			683,304	1か月の自己負担限度額を超えた支払に対して償還払を行うもの		
		退職被保険者	827			827			
高額介護合算療養費		一般被保険者	700			700	同一世帯において国保・介護保険から給付を受け、それぞれの自己負担額の合計が一定額を超えたときに支給するもの		
		退職被保険者	100			100			
移送費		100			100	医師の指示により緊急に移送した場合に支給するもの			
出産育児一時金交付金		31,500			31,500	1児につき42万円を限度として支給するもの			
出産育児一時金支払手数料		16			16	直接払い制度における支払手数料(1件210円)			
葬祭費交付金		6,750			6,750	被保険者が死亡した場合、葬祭を行った者に5万円を支給するもの			
傷病手当金		0	3,498		3,498	※1			
国保事業費納付金	医療分	一般被保険者	1,361,902			1,361,902	国保の安定的な財政運営を図るために必要な費用として、市町村が県へ納付するもの		
		退職被保険者	192			192			
	後期支援分	一般被保険者	500,868			500,868			
		退職被保険者	71			71			
介護納付金分		171,603			171,603				
その他共同事業拠出金		6			6	退職者医療共同事業への拠出			
保健事業	保健事業事務費		3,800			3,800	医療費通知の郵送料(年6回)		
	人間ドック助成金		14,110			14,110	被保険者の人間ドック受検料の助成(上限2万円)		
	健康づくりチャレンジポイント事業		2,965			2,965	はにぼんチャレンジ(ポイント制度事業)に関する費用		
	データヘルス計画策定事業		4,600			4,600	現計画の期間満了に伴って新たな計画を策定するための業務委託料等		
	データヘルス事業		428			428	データヘルス計画に基づく受診勧奨等の費用		
	生活習慣病重症化予防事業		5,325			5,325	糖尿病性腎症重症化予防のための受診勧奨等の費用		
特定健康診査等事業費		66,371			66,371	特定健診・保健指導に要する費用			
国民健康保険財政調整基金積立金		1			1	本庄市国民健康保険財政調整基金への積立金			
諸支出金	保険税還付金		14,380			14,380	保険税の還付金		
	返還金		3			3	国・県からの交付金の実績報告に伴う返還金等		
予備費		3,000			3,000	緊急的な支出に対応するための費用			

歳出総額	7,762,958	3,498	△ 553	7,765,903
------	-----------	-------	-------	-----------

※1 新型コロナウイルス感染症に感染したことにより労務不能となった被保険者等に対する給付金



## 第 4 7 号議案

## 本庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例

本庄市国民健康保険条例（平成 1 8 年本庄市条例第 1 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 を次のように改める。

（被保険者とししない者）

第 4 条の 2 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）の規定により、児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者とししない。

第 6 条の 3 から第 6 条の 5 までを次のように改める。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第 6 条の 3 給与等（所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 8 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1 日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した 3 月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その金額に、5 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5 円以上 1 0 円未満の端数があるときは、これを 1 0 円に切り上げるものとする。）の 3 分の 2 に相当する金額（その金額に、5 0 銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、5 0 銭以上 1 円未満の端数があるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第 4 0 条第 1 項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の 3 0 分の 1 に相当する金額の 3 分の 2 に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して 1 年 6 月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

第6条の4 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第6条の5 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第6条の3から第6条の5までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

令和 2年 6月 5日 提 出

本庄市長 吉 田 信 解

#### 提案理由

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対して、国内の感染拡大防止の観点から傷病手当金を支給する等したいので、この案を提出するものである。

# 本庄市国民健康保険条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○本庄市国民健康保険条例</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>(被保険者とししない者)</p> <p>第4条の2 下に掲げる者は、被保険者とししない。</p> <p>(1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)の規定に基づく養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している者であって、市長が当該施設の長の意見を聴いて定めるもの</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する措置により、児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であって、民法(明治29年法律第89号)の規定による扶養義務者のないもの</p> <p>第5条～第6条の2 略</p> <p>第6条の3から第6条の5まで 削除</p>	<p>○本庄市国民健康保険条例</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>(被保険者とししない者)</p> <p>第4条の2 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により、児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であって、民法(明治29年法律第89号)の規定による扶養義務者のないものは、被保険者とししない。</p> <p>第5条～第6条の2 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>第6条の3 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた</p>

日について、傷病手当金を支給する。

- 2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その金額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。
- 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第6条の4 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第6条の5 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

- 2 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の



事業主から徴収する。

第6条の6～第15条 略

第6条の6～第15条 略

## 1. 制度概要

- 国保制度等においては、様々な就業形態の者が加入していることを踏まえ、傷病手当金については、条例を制定して支給することができることとしている（いわゆる「任意給付」）。

## 2. 新型コロナウイルス感染症に関する対応

- 国内の感染拡大防止の観点から、保険者が傷病手当金を支給する場合に、**国が特例的に特別調整交付金により財政支援**を行うこととする。

- 対象者

**被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者**

- 支給要件

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

- 支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額 × 2 / 3 × 日数

※ 上記の支給額について、特別調整交付金により財政支援。

- 適用

令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで）

◎傷病手当金の予算計上に係る積算根拠

【課税情報】（令和元年度課税：R2.4.13現在）

○被保険者数18,373人（令和2.4.1現在：月報）

条件 給与収入がある人（年間100万1円以上） 割合21.7%

	給与収入 (一般)	給与収入 (専従)	計	平均年収 C (A ÷ B)	平均月収 D (C ÷ 12)	平均日額 E (D ÷ 20)
人数 A	3,619	364	3,983			
金額 (円) B	8,594,282,663	863,000,447	9,457,283,110	2,374,412	197,868	9,893

予算見積額

1. 感染者

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

日額	2 / 3	1人当たり日数	人数	合計
9,900	6,600	20	10	1,320,000

の内容参照

入院期間の中央値11日 + 受診前の発熱期間5日

退院後職場復帰までの期間7日 11+5+7-3=20

2. 感染が疑われる者

日額	2 / 3	1人当たり日数	人数	合計
9,900	6,600	11	30	2,178,000

濃厚接触者の健康状態観察期間14日

14-3=11

見積額	3,498,000
-----	-----------



## 第48号議案

本庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

本庄市国民健康保険税条例（平成18年本庄市条例第132号）の一部を次のように改正する。

附則第10項及び第11項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

令和2年6月5日 提 出

本庄市長 吉 田 信 解

提案理由

租税特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

# 本庄市国民健康保険税条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○本庄市国民健康保険税条例</p> <p>第1条～第27条 略</p> <p>附 則</p> <p>1～9 略</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項)又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p>	<p>○本庄市国民健康保険税条例</p> <p>第1条～第27条 略</p> <p>附 則</p> <p>1～9 略</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p>

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項\_\_\_\_\_又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

12～20 略

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

12～20 略

## 本庄市国民健康保険運営協議会委員名簿

(敬称略・順不同)

役職	氏名	選出区分 (本庄市国民健康保険条例第2条第1項)		任期
		第3号委員	本庄市議会	
会長	柿沼 光男	第3号委員	本庄市議会	R2.1.10～R5.1.9
副会長	境野 広明	第3号委員	事務局推薦	R2.1.10～R5.1.9
委員	杉 好夫	第1号委員	本庄市自治会連合会	R2.1.10～R5.1.9
委員	関口 博美		本庄市自治会連合会	R2.1.10～R5.1.9
委員	木村 市作		本庄市自治会連合会	R2.5.30～R5.1.9
委員	新井 千奈美		本庄商工会議所	R2.1.10～R5.1.9
委員	小林 利江		児玉商工会	R2.1.10～R5.1.9
委員	関根 正幸	第2号委員	本庄市児玉郡医師会	R2.1.10～R5.1.9
委員	中村 哲哉		本庄市児玉郡医師会	R2.1.10～R5.1.9
委員	松本 直樹		本庄市児玉郡医師会	R2.1.10～R5.1.9
委員	石原 博史		本庄市児玉郡歯科医師会	R2.1.10～R5.1.9
委員	林 勇毅		本庄市児玉郡薬剤師会	R2.1.10～R5.1.9
委員	岩崎 信裕	第3号委員	本庄市議会	R2.1.10～R5.1.9
委員	小暮 純一		事務局推薦	R2.1.10～R5.1.9
委員	根岸 誠		事務局推薦	R2.1.10～R5.1.9
委員	松村 康之	第4号委員	全国健康保険協会 埼玉支部	R2.7.1～R5.1.9
委員	岡 裕子		公立学校共済組合 埼玉支部	R2.7.9～R5.1.9
委員	栗島 忠志		さいしん健康保険 組合	R2.4.1～R5.1.9